

警察官募集広報用動画制作業務仕様書

本仕様書は、宮城県（以下「発注者」という。）が発注する警察官募集広報用動画制作業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「受注者」という。）の業務について必要な事項を定めることを目的とする。

1 委託業務の内容

(1) 委託業務の名称

警察官募集広報用動画制作業務

(2) 委託業務の趣旨

近年、民間企業の採用情勢や少子化等の影響による就職適齢人口の減少に伴い、警察官採用試験の受験者数の減少に歯止めがきかない状況となっている。

本業務は、こうした状況を踏まえ、警察官採用募集広報のため、受験者層が最も関心のある警察学校について発信する動画を制作するもの。

2 委託期間、委託業務の場所

(1) 委託期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日（水）まで

(2) 委託業務の場所

宮城県内で、受注者の管理する場所

3 業務内容

(1) 動画の制作

ア 制作する動画

警察官募集広報（90秒程度×3種）

イ 動画の内容

単なる警察学校紹介ではなく、視聴者の心に残る斬新なシナリオ、構成等で「宮城県警察」の魅力を感じることができる募集広報動画とすること。

また、動画は映像と音声により理解できるものとし、ナレーション、テロップ及びアニメーション等を活用するなどして、視聴者がより理解をしやすいよう工夫すること。

(2) 制作における注意事項

ア 本動画は、YouTubeのほか、ホームページ等での配信も予定していることから、同用途での活用に耐えられる形式で納品すること。

イ 本動画は、長期間継続して使用することを想定していることから、放映期間が限定されるようなシナリオやデザインは使用しないこと。

ウ 制作に当たり必要となる経費（取材、構成台本の作成、映像の企画・構成、音響制作、ナレーション・テロップ・アニメーション等の制作、カメラマン・モデル等を依頼する場合の委託費、動画編集、肖像権・著作権に係る使用料の支払い、映像の制作及び当該映像が収められたDVDの制作、制作物の納品等）は、全て業務委託料に含むものとする。

4 納入品規格・仕様等

受注者は、本業務における成果物として、次のものを提出すること。

- (1) 動画データ
 - (2) コピーガードが施されていない、警察官募集広報用動画映像媒体（DVD）2枚
 - (3) 映像制作に伴うシナリオ及び業務概要書（任意様式）
 - (4) ナレーション原稿（任意様式）
 - (5) 業務計画書（任意様式）
 - (6) 紙媒体による業務完了報告書（規定様式※契約締結後に警察本部から提供）
- 5 目的物（成果品）の納入場所
宮城県警察本部警務部警務課
- 6 疑義に関する協議
仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により決定する。
- 7 その他
- (1) 本業務の目的物のうち受注者が従前から所有していた産業財産権及びこれに関する著作権並びに第三者が権利を有するソフトウェアの産業財産権及びこれに関する著作権は、受注者又は当該第三者に帰属する。
 - (2) 目的物のうち発注者のために新たに作成された目的物の著作権の取扱いは、次に定めるところによる。
 - ア 受注者は発注者に、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を、発注者から受注者に対価が完済されたときに移転するものとする。
 - イ 受注者は、事前に発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作権法第18条、第19条及び第20条に規定する権利を行使しないものとする。
 - (3) 受注者は、発注者が必要と認めた場合には、委託業務の進捗状況について報告するものとする。

また、委託業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書及び実績確認に必要と認められる書類を警務課長を通じて発注者に提出すること。
- 8 調査等
発注者は、受注者に対し本業務の実施状況について必要な報告を求めることができるほか、本業務の実施に関して調査を行い、及び必要な指示を与えることができる。
- 9 遵守事項
- (1) 個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
 - (2) 暴力団等の排除については、「特記仕様書」のとおりとすること。